

令和6年度 随時申込手続きの注意事項

★保育所・認定こども園(保育所部分)・地域型保育事業の目的(幼稚園との違い)

- ・保育所・認定こども園(保育所部分)、地域型保育事業(以下「保育所等」という。)は、保護者が仕事や病気などのため、日中お子さんを家庭で保育できないとき、一定の基準のもと保護者に代わって保育する施設です。
- ・幼稚園は学校教育の一環として主に教育を施す施設で、一定の年齢に達した場合に入園できる施設です。
- ・「小学校入学準備のため」「集団生活を体験させるため」等の理由は保育所等の入所対象とはなりません。

★随時申込みについて

入園を希望する保育所等については、全19園のうちから選んでください。「令和6年度保育所等利用案内」及びこの「令和6年度随時申込手続きの注意事項」をよくお読みいただきご理解の上お申し込みください。原則としてお子さんの父または母が手続きを行ってください。(事情により父母が手続きできない場合等は、事前に市役所こども保育課にご相談ください。)

また、保育所等には定員があり、利用調整(以下参照)を行うことがありますので、希望通りに入園できるとは限りません。利用申込書には通うことのできる保育所等を可能な限り記入してください。特に3歳児クラス以下の入園希望者は年々増加しており、希望の保育所等に入園できない場合があります。

利用調整について

- ・利用可能枠数を超過して申込みがあった場合は、認定事由や世帯状況等により市の基準において指数化し、優先順位の高い人から利用可能枠に対して利用の案内及び面接の案内をします。(利用調整指数表は利用案内10ページ参照)
- ・指数が同じ場合、一斉申込み及び令和6年4月1日入園の随時申込みについては、申込受付時に引いたくじの順位にて決定します。令和6年5月1日以降入園の随時申込みについては、利用希望月が同じ場合、申込日及び受付開始時間の早い人からご案内します。
- ・希望保育所等以外の調整は行いません。

《申込みに必要なものについて》

1. 保育所等利用申込書
2. **教育・保育給付認定・施設等利用給付認定申請書**
3. 保護者(父・母)の認定事由書類(利用案内4ページ参照)
4. 保育所等利用申込に関する確認書
5. マイナンバーを確認できる書類(申込時窓口に来る保護者の分が次のとおり必要です。)

保育認定の申請のための必要書類です。(詳細は利用案内3、4ページ参照)

	個人番号を確認できるもの	身元確認できるもの
①	個人番号カード	
②	通知カード または 個人番号が記載された住民票の写し	運転免許証、パスポート、在留カード (いずれも用意できない場合は保険証、年金手帳、 児童扶養手当証書の中から2つ)

①は番号と身元両方を確認することができるので、個人番号カードのみお持ちください。

②は番号確認できるものと身元確認できるものそれぞれをお持ちください。

《受付について》

- ・市役所こども保育課に申込書類を提出してください。**(令和6年1月15日(月)午前9時受付開始予定)**
※受付開始時点で複数名の申込者がいる場合は、それらの方に受付順を決めるためのくじを引いてもらいます。
※例年受付開始日は、混雑のためお待たせする場合があります。混雑回避にご協力ください。**(4月1日入園の申込みは、受付順が早いことで入園の優先度が高くなることはありません。)**
- ・申込受付締切日は利用希望月の前々月末です。ただし、4月1日入園の申込みは、【1回目利用調整の締切日】**1月31日(水)**と【2回目利用調整の締切日】**2月29日(木)**の2回締切日を設けています。
- ・申込書類に不備、不足がある場合は受け付けできません。申込受付締切日までに全て揃えて提出してください。
- ・申込書類は一度受理すると返却できません。必要な方はあらかじめ写しをお取りください。
- ・希望内容の変更等については、各月の申込受付締切日までにお申し出ください。

※利用開始日は原則毎月1日のみです。

○就労予定で就労証明書を提出する場合

- ・就労開始日が属する月の初日を保育所等の利用開始希望日にすることができます。
 - ・就労開始後に再度就労等証明書を提出してください。
- 例：6月15日就労開始予定の場合、6月1日を利用開始日として申込が可能。

○産後休業明け・育児休業明けで復職予定の場合

復職予定日が属する月の初日を保育所等の利用開始希望日にすることができます。

例：6月15日復職予定の場合、6月1日を利用開始日として申込が可能。

○0歳児クラスの利用開始希望日について

- <生後57日> お子さんが生後57日を迎える日の属する月の初日を希望できます。
※実際の利用開始日は生後57日を迎える日からとなりますが、当月分の保育料を徴収
します（日割りは行いません。）
- <生後4か月（6か月）> お子さんが生後4か月（6か月）を迎える日の属する月の翌月1日から

※出産前に申込みの場合は、出産予定日に基づき利用開始月を指定して申込みしてもらいますが、実際の
出産日が予定日の翌日以降となった場合、利用開始月が希望月の翌日以降となることがあります。

○経営者・自営業主の場合

就労証明書に加え、以下のとおり事業を証明する書類をご提出ください。開業予定等の理由で提出
時点で提出できない場合にも申し込みを受けませんが、指数に影響します。また、用意でき次第必ず提
出してください。

開業届又は営業許可証(書)の写し、最新年分の確定申告書の控えの写し、法人の登記事項証明書等

○就労を目的とした求職活動の認定事由で申込みをする場合

1か月60時間以上の求職活動を行う必要があります。認定後毎月15日（休日の場合は前日）ま
でに市役所こども保育課の窓口にて求職活動の状況を報告してください。認定期間内に就労できな
い等の場合は、認定期間満了をもって認定取消し及び退園となります。また、報告がない場合は、
認定期間内であっても認定取消し及び退園となります。

○育児休業の認定事由で申込みをする場合

育児休業に係る子ども以外の子どもの利用を希望する場合、3～5歳児クラスであれば、育児休業
の認定事由で申込みが可能です。以前、0～2歳児クラスで保育所等を利用していた場合で、育児休
業取得により退園となった場合は、その園名、退園日もご記入ください。指数に加点する場合があります。

ならし保育について

お子さんが初めて保育所等に通う際には、無理なく少しずつ集団生活が送れるよう「ならし保育」
として利用開始日から1週間程度午前中のみ（給食を食べて降園）の保育を行っています。詳しくは
各保育所等にお問い合わせください。

提出書類の内容に変更が生じた場合、必ずこども保育課へご相談ください。

提出書類に虚偽（勤務先などの調査をする場合があります）の記載があった場合には、利用の承諾を
取り消します。また、利用開始後に明らかになった場合は退園となります。

<過去に退園となった事例>

4月1日就労予定で書類を提出していたが、何の連絡もなく4月1日から予定通り就労していない
ことが判明した等